静岡県立伊豆中央高校いじめ防止対策基本方針

・ 本方針は平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、静岡県が策定した「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、本校におけるいじめの防止等のための基本方針を定めたものである。
・本方針は本校ホームページで公表するとともに、定期的に点検し、適宜見直しを行う。

1　基本的な事項

(1) いじめの定義

> 生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視される
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・インターネット上のいじめ（パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる）　　等

一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
・いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。
・「暴力を伴わないいじめ」であっても生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や周囲ではやし立て、喜んでみている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在がいじめを助長することに留意する必要がある。
・いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためには早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

２　「いじめ防止対策委員会」の設置

・いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第 22 条」に基づき、その中核となる常設組織として校内に「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」）を設置する。
・委員会の構成員は教頭、生徒課長、学年主任、養護教諭、教育相談室長とし、必要に応じて、生徒課職員、ＨＲ担任や部活動顧問等関係の深い教職員、及びスクールカウンセラー等の外部専門家が参加する。

委員会はいじめ防止に向けて以下のことを行う。
・定期的な打ち合わせによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や、いじめの未然防止対策の企画・運営を行う。
・いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。
・実施事業の進捗状況の確認と検証を実施する。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年９月 28 日施行）

第 13 条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第 22 条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

３　いじめの未然防止

・いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感を基盤に、規範意識や互いを尊重しようとする感覚（人権感覚）を育てることが重要である。そのためには生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。
・特に配慮が必要な生徒については、日常的にその生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(1)　教職員と生徒の信頼関係づくり

・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、その生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。
・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

・授業、ＨＲ活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施されるＨＲ活動や清流祭は、新たな人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
・人間関係づくりのノウハウを身に付けることができるプログラムを積極的に活用する。

(3) 道徳教育等の推進

・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(4) 保護者との連携

・ＰＴＡの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促すとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口とともに周知する。

(5) 情報モラル教育の推進

・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナー及び被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

(6) 教職員研修

・全教員を対象に、いじめやその防止、発達障害等に対する理解を深めるための研修会等を実施する。

・職員会議や教職員向け掲示板等を通じ、適宜、いじめの防止等に係る情報等を提供する。

４　いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

・全教職員が生徒に対する日常的な観察を基盤に、家庭学習調査や個別面談、保護者との連携により、生徒のわずかな変化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

・全生徒を対象とし、１・２年生については年３回、３年生については年２回の「いじめ調査アンケート」でいじめに関する調査を実施する。

(2) 相談体制の整備

・生徒・保護者が担任、副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な窓口にいじめについて相談できることを周知する。

５　いじめが起こった場合の措置

・いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然として態度で指導する。場合によっては関係機関・専門機関との連携を図る。

(1) 事実確認

・いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときはまず委員会に報告する。いじめとして対応すべきか否かの判断は委員会が行う。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う（聞き取りは複数人で行う。）。その際、保護者と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。

(2) 関係者への指導・支援

・いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、再発防止のため、委員会を中心に、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画案を作成し、校長の承認を得る。

・いじめが確認された場合には、校長は静岡県教育委員会（以下、「県教委」）に報告する。

・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。

・いじめを受けた生徒に対しては、親しい友人や教員、保護者等と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行う。

・いじめを行った生徒に対しては、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮する。その上で、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを教え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

・周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

・問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年への引継ぎにも配慮する。

⑶ 関係機関との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

・いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることから、警察署等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日ごろから積極的な情報交換を行う。

⑷ ネット上のいじめへの対策

・被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う。

・書き込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを教え、掲示板等を含め、インターネット等を利用する際のマナーがあることを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

６　重大事態への対処

重大事件が起こった場合は、管理職の指揮・統制のもと、全職員が分担して以下のことに迅速・的確に対応する。

⑴ 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア　欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

イ　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

ウ　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　等

⑵ 県教委等への報告

重大事態が発生した場合には、校長は速やかに県教委に報告するとともに関連機関へ支援を求める（臨床心理士派遣要請、静岡県こころの緊急支援チーム（ＣＲＴ）要請等）。

⑶ 調査

県教委の判断のもと、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がないよう心掛ける。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

県教委の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

(5) 報道への対応

教頭を担当者とし、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会①・校内研修①・関係機関への説明（いじめ防止基本方針について、いじめ防止啓発強調月間（4～5月）の取組提案）		○	
	始業式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
5月	いじめ対策委員会②（いじめアンケート実施における留意点等）		○	
	いじめアンケート実施①	○		
6月	教育相談①	○		○
	学校運営協議会①（学校いじめ防止基本方針について説明）			○
7月	保護者面談①			○
9月	いじめアンケート実施②	○		
10月	学級活動実践研修（情報モラル教育、SNS上の人権侵害について）	○	○	○
	学校運営協議会②（学級活動授業参観、スマホの活用ルールへの理解と協力依頼）			○
11月	教育相談②	○		○
12月	保護者面談②			○
1月	いじめアンケート実施③	○		
	教育相談③	○		○
2月	学校運営協議会③（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○
	校内研修②（学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括）		○	
3月	いじめ対策委員会③（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	

いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い・通報・発見

◆いじめの現場を発見
◆日常の観察(「サイン」や「変化」)
◆本人や保護者からの訴え
◆生徒・保護者などからの情報　等

24時間以内に対応

情報収集(聞き取り)・安全の確保

必ず複数の職員で対応

■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように

【聞き取りの際の注意事項】
①生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害生徒の辛さや不安に寄り添う。

報告・共有・組織対応

最優先

抱え込まず、即報告

◎学年主任
◎生徒課長
◎校長・副校長・教頭

いじめ防止対策委員会

3日以内に開催

いじめの疑いの段階で開催(組織で判断)

◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解

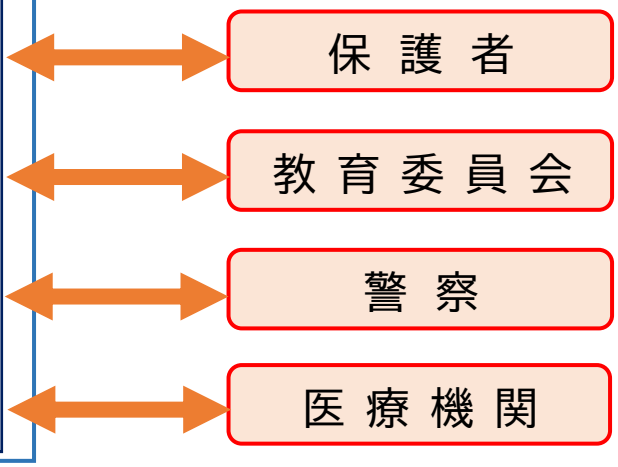
助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー　など

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
(担任・学年主任・教育相談・養護教諭等)

■ 初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況　等
(2)対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働

■ メンバー
校長・副校長・教頭
生徒課長　学年主任
担任　養護教諭
教育相談担当　など



いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること
(少なくとも3か月間)
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの未然防止に向けた取組

平成28年４月一部改正
令和２年４月一部改正
令和５年４月一部改正
令和８年10月一部改正